

坂東市第2次行政改革大綱

「夢と希望に満ちた
活力ある明るいまちづくり」を目指して

平成22年4月

坂 東 市

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
基本項目	・・・・・・・・	2
1 市民との協働によるまちづくり	・・・・・・・・	2
2 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供	・・・・・・・・	2
3 持続的発展を可能とする財政構造の確立	・・・・・・・・	2
推進期間等	・・・・・・・・	3
具体的方策	・・・・・・・・	3
1 市民との協働によるまちづくり	・・・・・・・・	3
(1) 市民との連携、協働によるまちづくりの推進	・・・・・・・・	3
2 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供	・・・・・・・・	3
(1) 事務事業の抜本的な見直し	・・・・・・・・	3
(2) 簡素で効率的な執行体制の確立	・・・・・・・・	4
(3) 職員の意識改革と人材育成	・・・・・・・・	4
3 持続的発展を可能とする財政構造の確立	・・・・・・・・	5
(1) 歳入確保策の積極的な展開	・・・・・・・・	5
(2) スピード感を持った効果的な行財政運営の推進	・・・・・・・・	5
資料	・・・・・・・・	6

はじめに

市では、平成 17 年度に「坂東市行政改革大綱（平成 17 年度から平成 21 年度まで）」を策定し、その実現を図るため、行政改革実施計画（平成 17 年度から平成 21 年度まで）に基づき、行財政改革に取り組んでいます。これにより、第 1 期実施計画では約 12 億円（平成 20 年度末時点）の効果額をあげてきたところであり、職員数においても、平成 17 年度から平成 21 年度当初までの間に 47 人（約 9.2%）を削減するなど、一定の効果をあげています。

最近のわが国の経済は、失業率が過去最高水準になるなどの厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが見られています。しかしながら、世界的な金融危機の影響や雇用情勢の一層の悪化が懸念されるなど、日本経済が抱える下振れリスクが存在することに留意することが必要とされています。

本市においても、歳入面では景気の低迷による個人市民税の減収と企業収益の悪化による法人市民税の減収が見込まれる一方、歳出面では少子高齢化等に伴う社会保障関係経費やまちづくりのための投資的な経費が増大すると見込まれることから、財政状況は今後ますます厳しくなるものと予測されています。

また、地方分権の一層の進展への対応や、最小の経費で最大の効果をあげるという行財政運営の基本に立ち、事務事業の抜本的な見直しや事業の重点化と峻別を行うとともに、財源確保を図ることにより、健全財政の維持に努めつつ、職員の資質と能力の向上に努めていく必要があります。

このようなことから、将来を展望した行政改革を一層推進していくための指針となる新たな行政改革大綱を策定します。

基本項目

1 市民との協働によるまちづくり

市民の市政に対する関心や参画意識の高まりを踏まえ、市民が主役の市政の推進のため、市民との情報の共有を図るとともに、計画策定や事業実施等における市民参画の一層の推進を図ります。

また、市民団体等の活動団体に対し、その自主性、自立性を尊重しながら、それぞれの責任や役割を分担した上で、連携、協働を一層進め、多様化、高度化する市民ニーズや地域課題に効果的に対応していきます。

2 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供

行政サービスについては、市民が主役の市政を推進する観点から、市民本意のサービス提供が求められています。このため、さまざまな手法や機会を通じて、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげることができる、より効率的な業務遂行の仕組みの確立及び行政サービスの質の向上に取り組みます。

また、環境に配慮した事業の率先した取組等により、市民生活や社会に優しい行政運営を推進します。

3 持続的発展を可能とする財政構造の確立

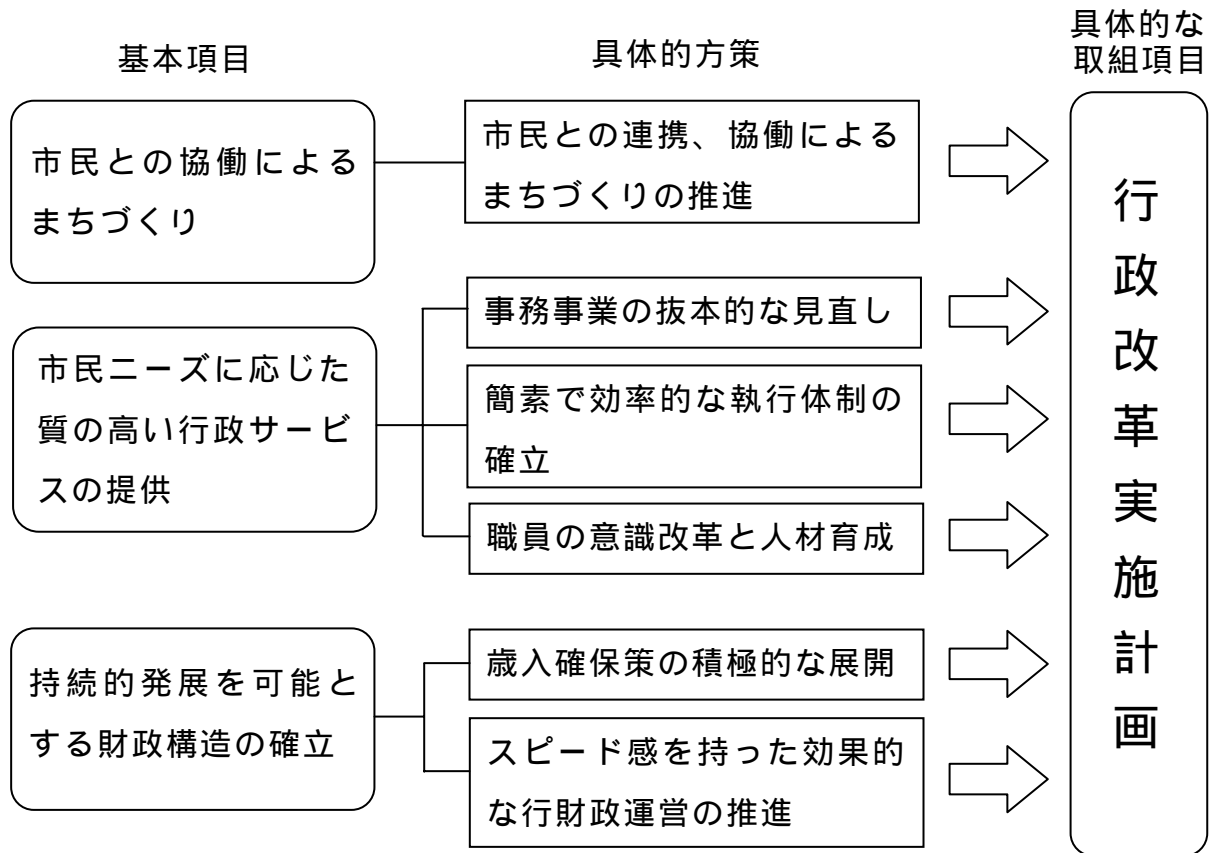
市民ニーズを的確に捉えた施策を積極的に展開し、将来にわたり魅力あるまちづくりに継続して取り組めるよう、PDCAサイクルによるコストや成果を重視した事業の見直しを進めることにより、無駄のない効率的で効果的な行財政運営を推進します。

また、市民への情報公開、情報共有を進める中で、財政状況についても情報を分かりやすく積極的に開示するとともに、受益者負担の適正化を図るなど、安定的な財源の確保に努めます。

推進期間等

行政改革大綱の推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。また、毎年度の行政改革の推進状況については、定期的に坂東市行政改革懇談会に報告し、各面から助言を受けるとともに、市ホームページ等でも公表し、市民の意見を行政改革の取組に生かします。

具体的方策



1 市民との協働によるまちづくり

(1) 市民との連携、協働によるまちづくりの推進

市民が行政に参画し、協働によるまちづくりを推進していくためには、市民と行政との信頼関係を高めることが必要であることから、市民にわかりやすい情報提供や情報公開を積極的に行うことにより、市民との情報共有を進め、市民の市政への参画意識の高揚や参画しやすい環境づくりに取り組めます。

また、市民や市民団体等による自主的、主体的な地域課題の解決に向けた取組が必要であることから、市民や市民団体等に対し、その活動が一層活発になるような支援を行い、その力を最大限に活用して、市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力する、協働のまちづくりを進めます。

2 市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供

(1) 事務事業の抜本的な見直し

限られた財源の中、新しい行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応していくため、行政の役割の範囲を見極め、行政が役割を担うべき分野においては、迅速な対応を行っていくとともに、効果や必要性の低下している事務事業については、成果や費用対効果の検証に努め、事務事業の改善等に積極的に取り組みます。

また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、世界規模で対応すべき極めて重要な課題であることから、大規模な事業活動の実施主体であり、大量に資源やエネルギーを使用している市役所自らが事業者、消費者としての立場で、温室効果ガス排出の大幅な削減を図るため、職員一人ひとりの省エネ、省資源への取組等を強化していきます。

(2) 簡素で効率的な執行体制の確立

複雑、多様化する市民ニーズへの的確に対応できる適切な組織を整備するとともに、効率的な行政運営を実現する上での原動力となる職員の意識改革を徹底するなど、最小の経費で最大の効果をあげる効率的な執行体制の確立が必要です。

社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに即応した施策を効率的かつ効果的に展開できるよう不断の見直しを行い、各種の政策課題に効果的、効率的に対応でき、また、市民にとって分かりやすい組織機構の構築を図ります。

(3) 職員の意識改革と人材育成

職員一人ひとりが本市を取り巻く環境の変化を敏感に捉え、高い目的意識と創意工夫で改革、改善に継続して取り組むよう、職員研修等の充実を図り、組織全体の意識改革を進めます。

また、地方分権の進展により、地方公共団体は、自己決定、自己責任の原則のもと、多様化、高度化する行政課題に対応していくことが求められています。急激に進む少子高齢化や人口減少への対応、都市間競争などを

見据えた交流人口の増加施策などを積極的に推進するとともに、政策立案能力や専門的能力の向上、対外折衝能力やコミュニケーション能力の向上など、地方分権時代の市政運営を担う、高い目標意識と資質を備えた職員の育成に取り組みます。

3 持続的発展を可能とする財政構造の確立

(1) 歳入確保策の積極的な展開

将来にわたり市民が必要とするサービスを確実に提供していくためには、市税等の収入確保が不可欠です。

新たな自主財源の確保に向けた産業振興及び企業誘致並びに市民負担の公正、公平性を確保するため、市税等の徴収対策を強化していきます。

また、使用料、手数料について、受益者負担の適正化の観点から改めて検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、広告収入の確保や未利用地の売却などにより自主財源の確保に努めます。

(2) スピード感を持った効果的な行財政運営の推進

限られた財源の中で、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続的発展が可能な財政基盤を維持するとともに、市民に必要なサービスを効率的かつ効果的に提供する、スピード感を持った行財政運営を推進します。

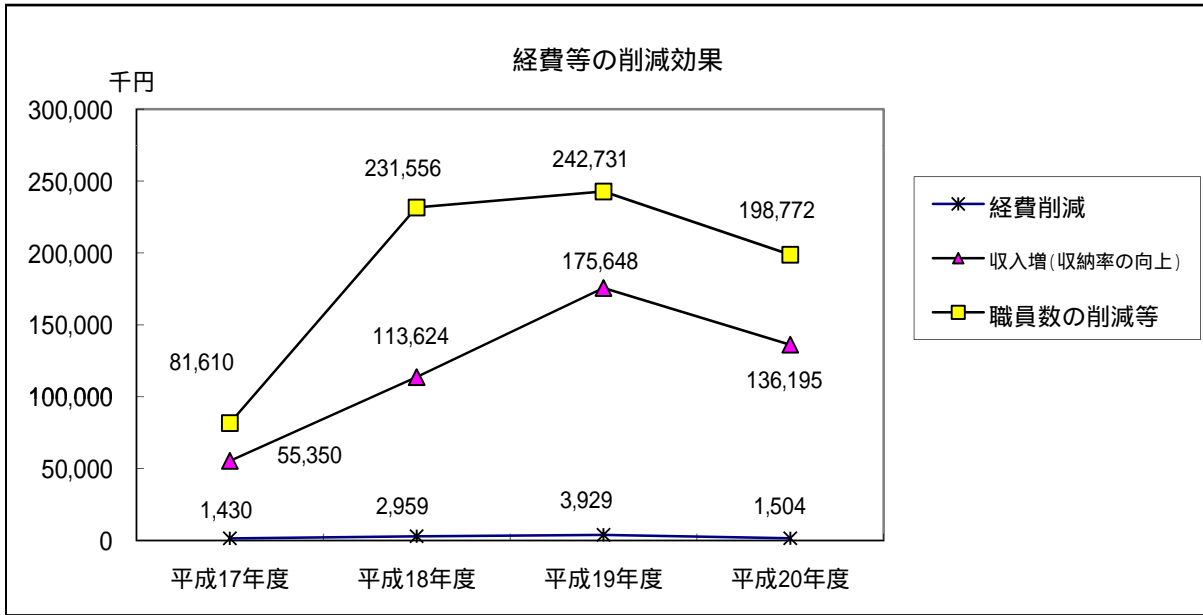
事務事業のうち、市が直営で行うよりも、民間事業者のノウハウを生かした方が、サービスの向上や経費節減が図れるものについては、行政責任の確保に留意しながら、積極的に民間委託を推進します。

また、民間事業者との連携、協力等を通じて、事務事業の一層の効率化を図るとともに、行政サービスの向上を図ります。

資料

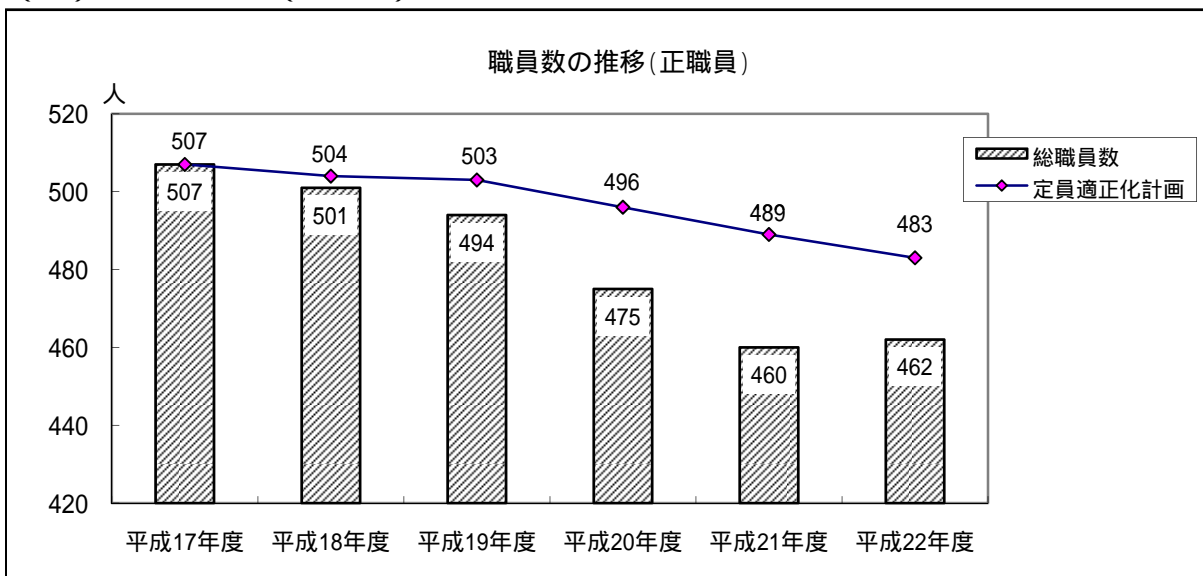
1 第1次行政改革の成果について

(1) 経費等の削減効果



(2) 職員数の推移 (正職員)

(各年4月1日現在)

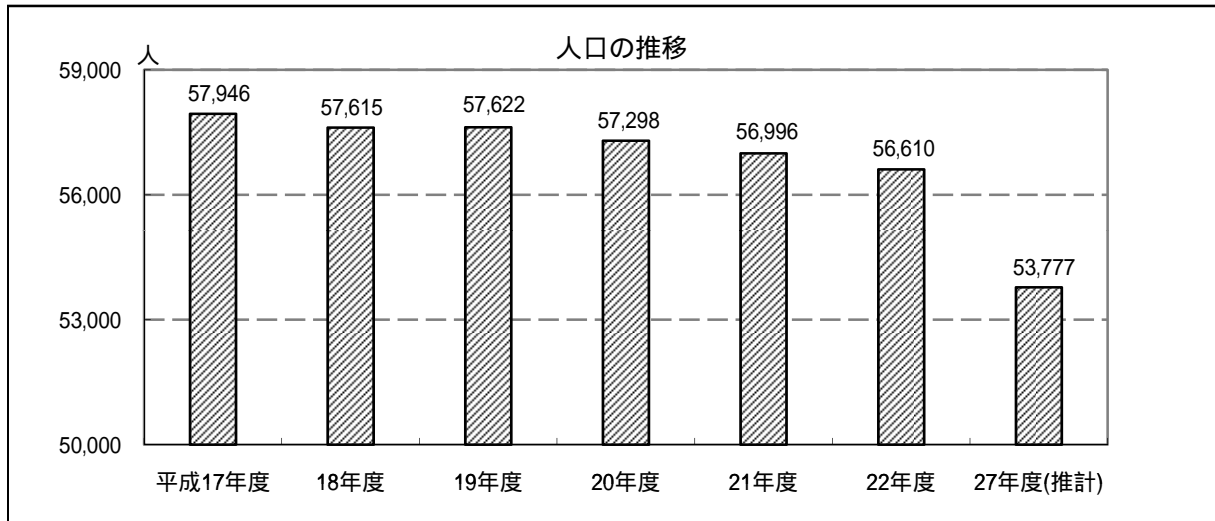


定員適正化計画 (平成17年12月作成 計画期間H18~H22) による。

2 市の状況について

(1) 人口の推移

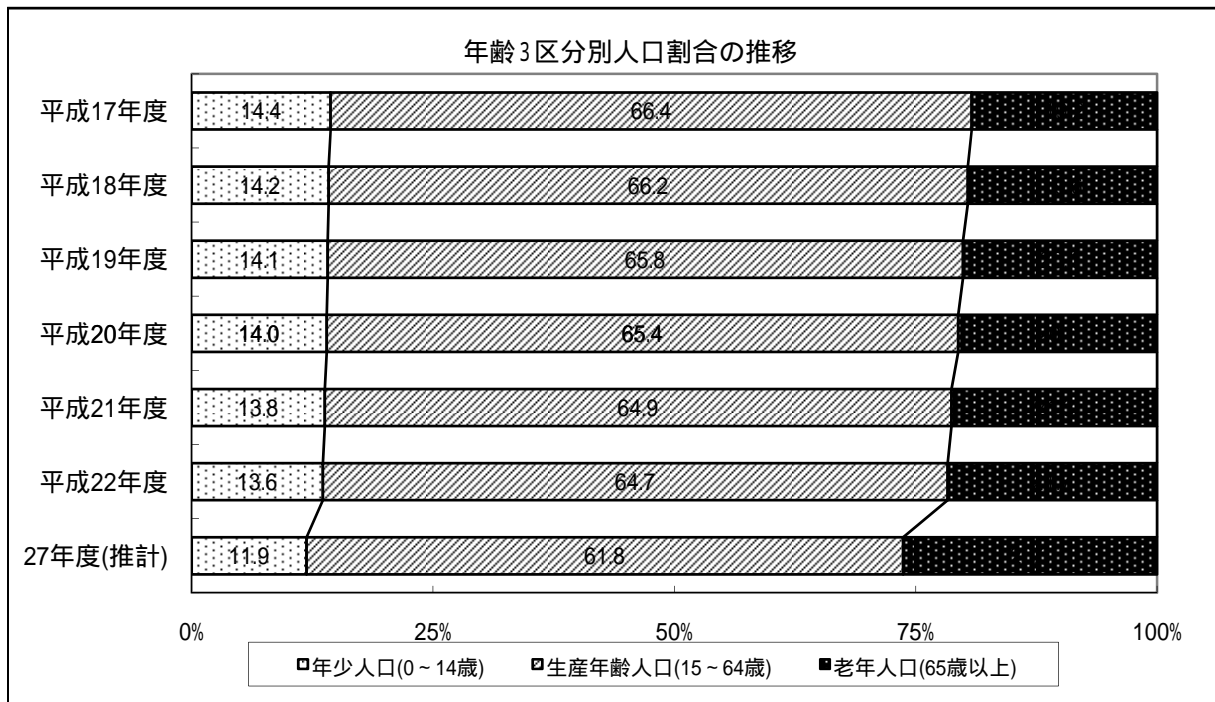
(各年4月1日現在)



資料「住民基本台帳人口」

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

(各年4月1日現在)



資料「住民基本台帳人口」

平成27年度は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成20年12月推計）による。

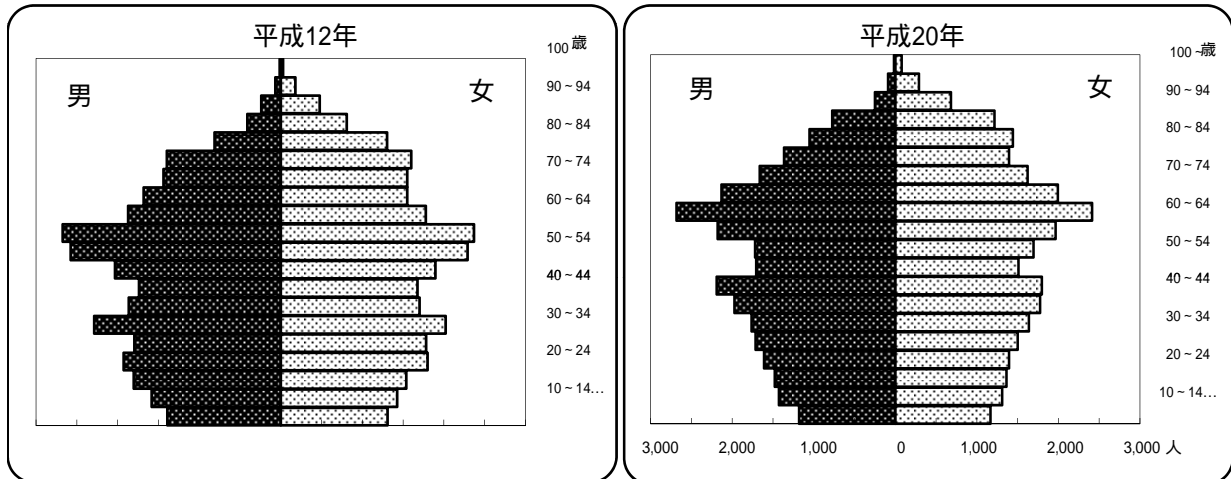
(3) 平均年齢

(平成17年10月1日現在)

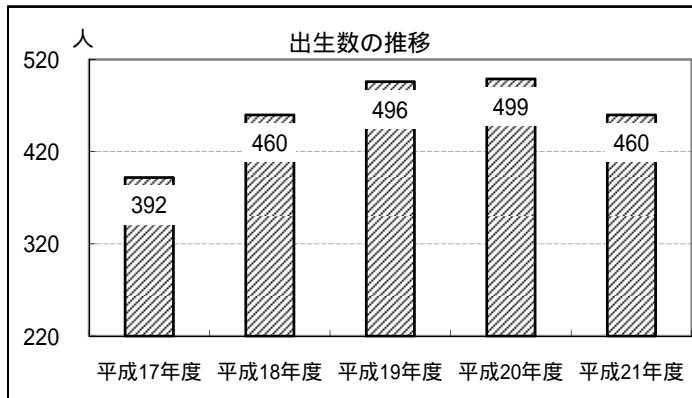
区分	男	女	全体
坂東市	42.1	44.7	43.4
茨城県	42.1	44.9	43.5
全国	42.4	45.3	43.9

総務省「平成17年国勢調査」

(4) 人口ピラミッド



(5) 出生数の推移 (各年10~9月)



合計特殊出生率

(H15~19 ベイズ推定値)

坂東市	1.43人
茨城県	1.39人
全国	1.31人

市区町村単位では、出生数などの標本数が少なく、偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから、ベイズ推計による推定の適用を行って算出している。(H21.1.30公表)

(6) 小中学校の児童生徒数

小学校

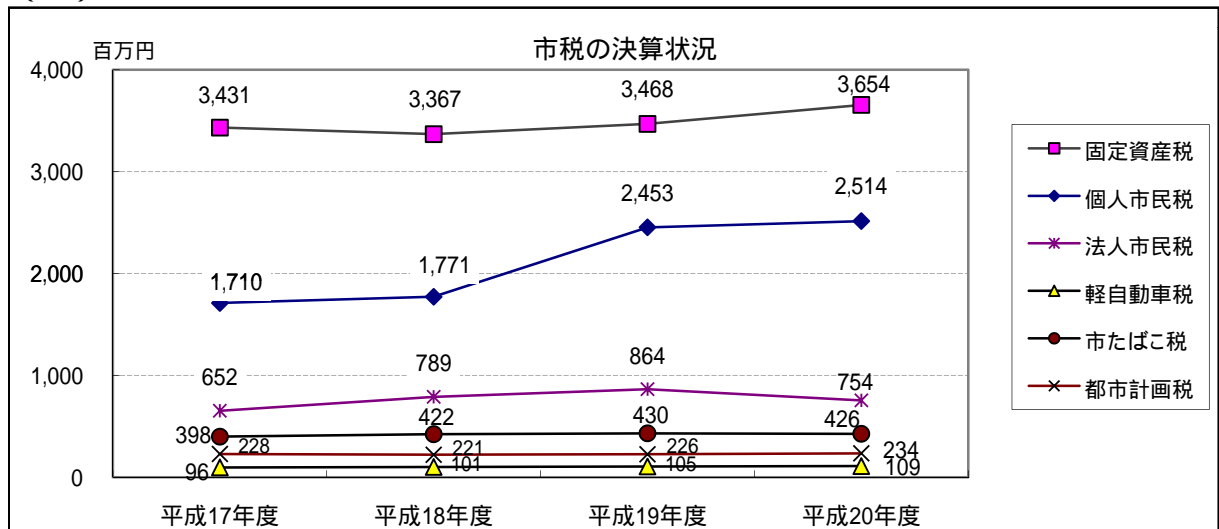
	小学校名	児童数	学級数
1	岩井第一小学校	428	16
2	岩井第二小学校	572	21
3	弓馬田小学校	132	8
4	長須小学校	208	8
5	七重小学校	216	10
6	飯島小学校	98	8
7	神大実小学校	229	11
8	七郷小学校	289	14
9	中川小学校	217	10
10	生子菅小学校	217	9
11	逆井山小学校	316	14
12	沓掛小学校	301	15
13	内野山小学校	51	5
	計	3,274	

中学校

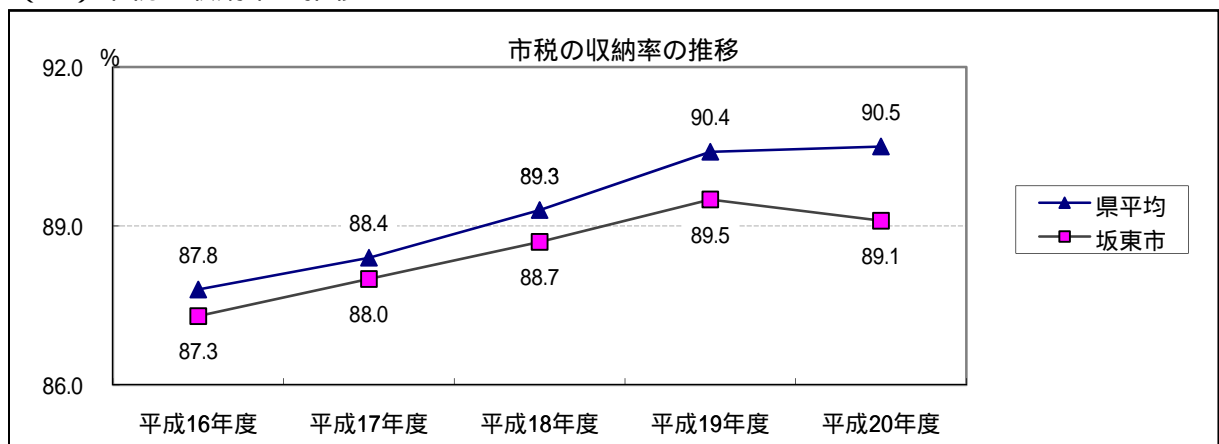
(平成22年4月1日現在)

	中学校名	生徒数	学級数
1	岩井中学校	759	25
2	東中学校	160	8
3	南中学校	253	10
4	猿島中学校	432	16
	計	1,604	

(7) 市税の決算状況



(8) 市税の収納率の推移

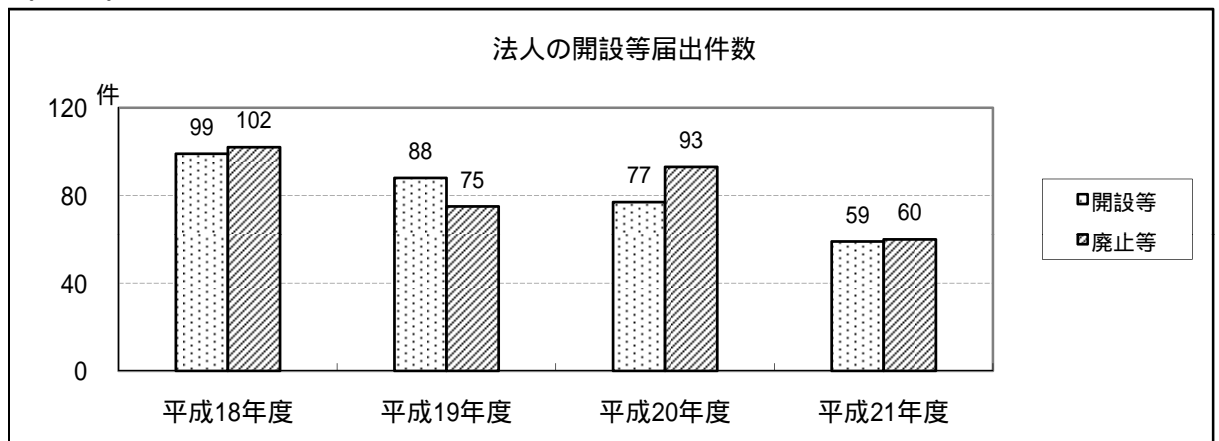


市税は、現年度分と繰越滞納分の合計（国民健康保険税を除く。）

(9) 法人数

平成22年4月1日現在	1,559
-------------	-------

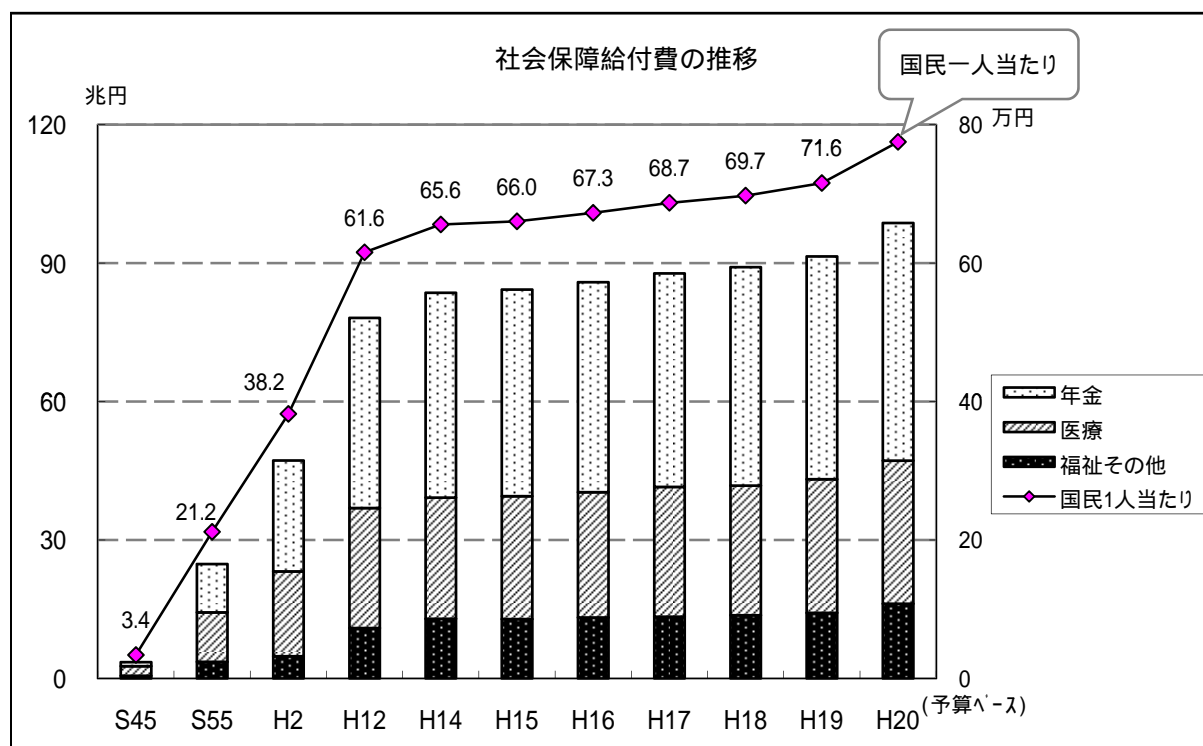
(10) 法人の開設等届出件数



3 社会保障給付費の推移（全国）

（1）社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

区分	1970(S45)	1990(H2)	2000(H12)	2009(H20)
国民所得額(兆円) A	61.0	346.9	371.8	367.7
給付総額 (兆円) B	3.5(100.0%)	47.2(100.0%)	78.1(100.0%)	98.7(100.0%)
(内訳) 年金	0.9(24.3%)	24.0(50.9%)	41.2(52.7%)	51.5(52.2%)
医療	2.1(58.9%)	18.4(38.9%)	26.0(33.3%)	31.0(31.4%)
福祉その他	0.6(16.8%)	4.8(10.2%)	10.9(14.0%)	16.2(16.4%)
B / A	5.77%	13.61%	21.01%	26.84%

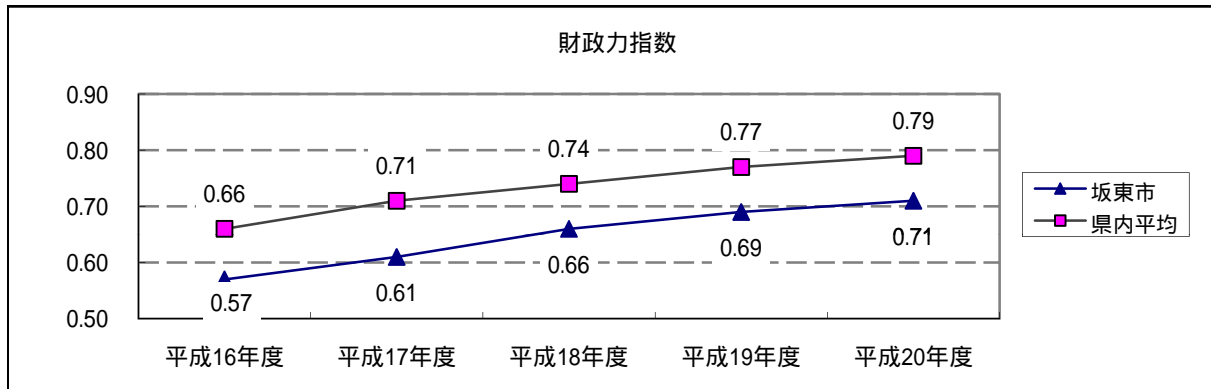


国立社会保障・人口問題研究所「平成19年度社会保障給付費」

平成20年度（予算ベース）は、厚生労働省推計による。

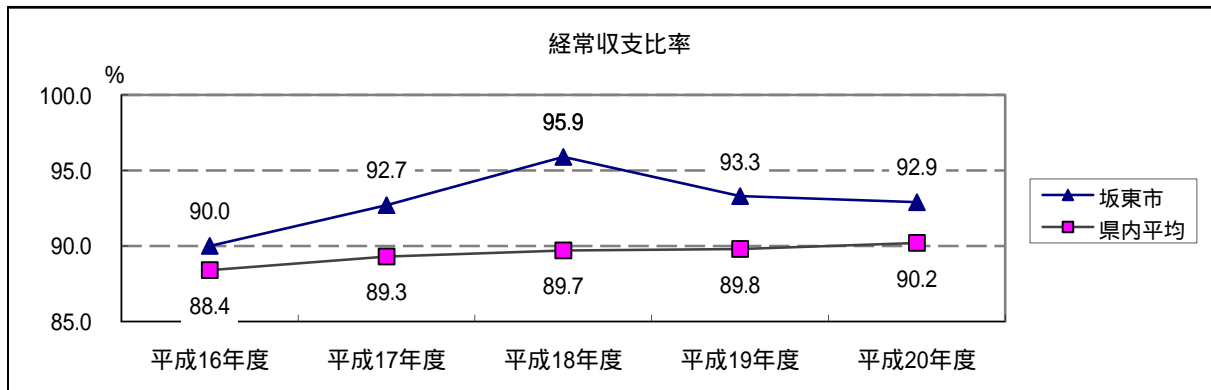
4 財政指標等について

(1) 財政力指数



地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高ければ高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きくなり、財源に余裕があるといえます。指数が1を越えた場合は普通交付税の不交付団体となります。

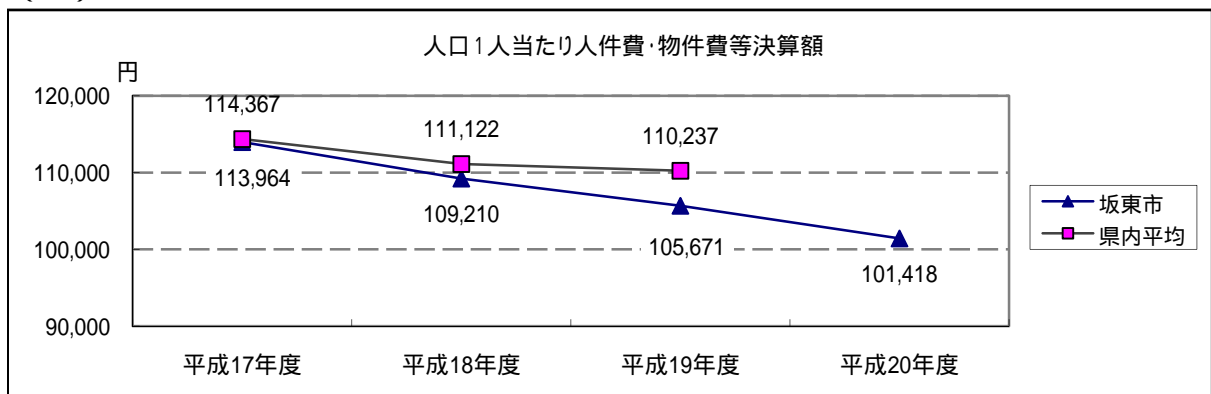
(2) 経常収支比率



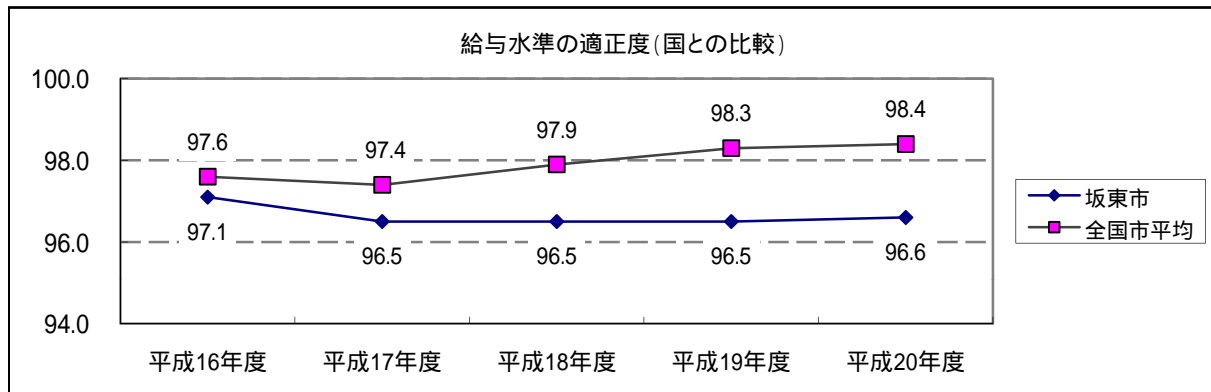
地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

(3) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

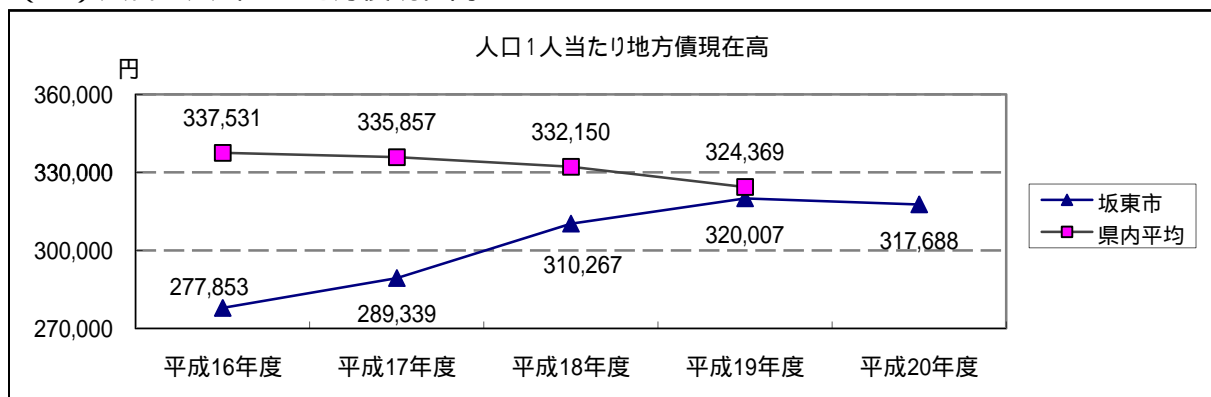


(4) 給与水準の国との比較 (ラス・ピリス指数)

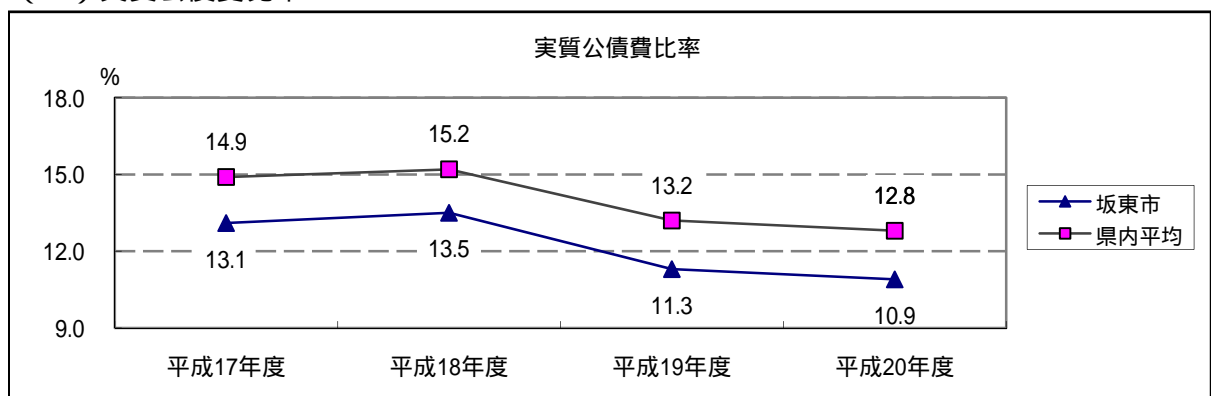


地方公務員の給与水準を表すものとして、地方自治体の一般行政職の構成を学歴別、経験年数別に区分し、自治体の職員構成が国の職員構成と同一として仮定して、自治体ごとの平均給与額(本給分)を算出し、国家公務員の平均給与額を100として算出した指数です。諸手当や賞与は含んでいません。

(5) 人口1人当たり地方債現在高

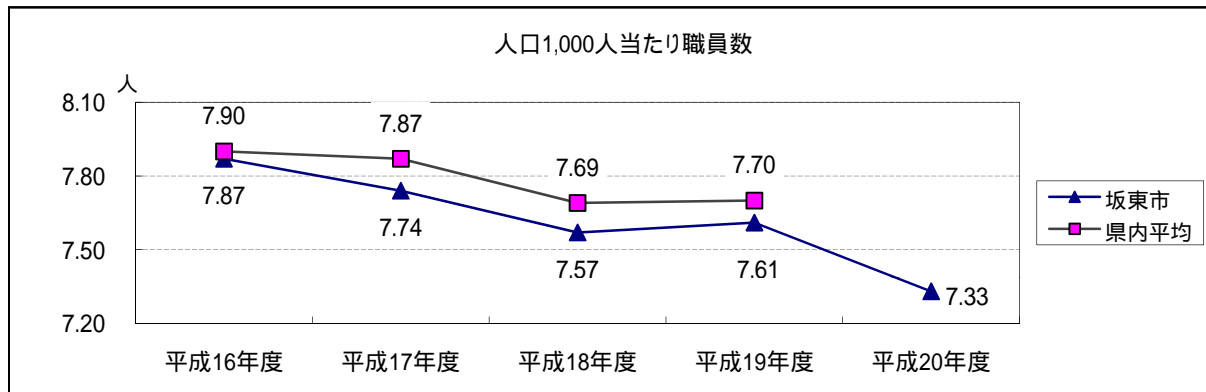


(6) 実質公債費比率

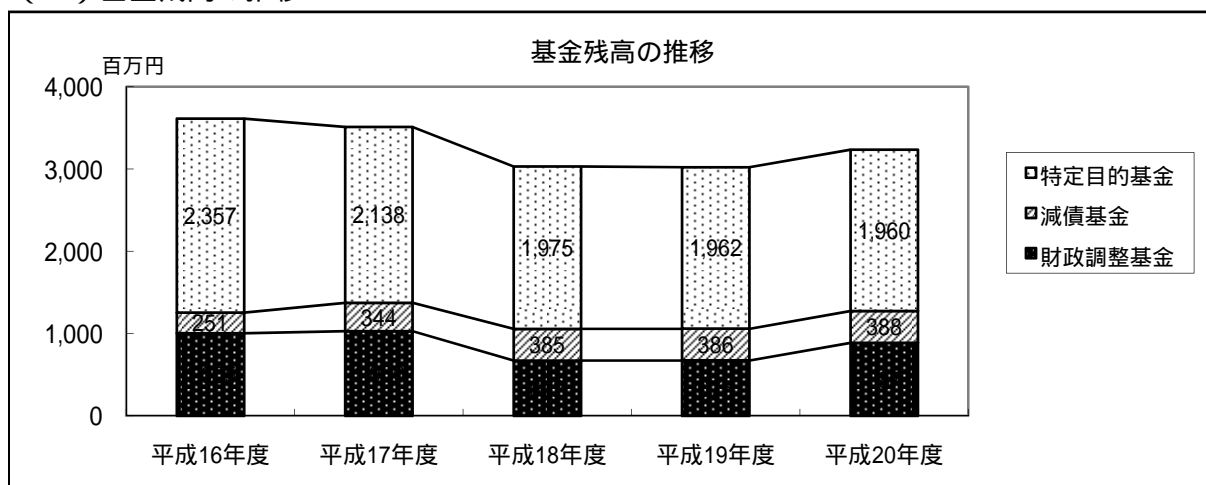


地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標であり、地方債を起す際に総務大臣や都道府県知事の許可が必要となるかどうかを判定する基準です。また、従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入しています。この値が18%以上の地方公共団体は、起債に際し、引き続き総務大臣等の許可が必要となり、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。

(7) 人口1,000人当たり職員数



(8) 基金残高の推移



特定目的基金とは、条例の定めるところにより、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設ける財産です。財政調整基金とは、地方公共団体における年度内の財源の不均衡を調整するための基金、減債基金とは、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

(9) 地方債現在高の推移

